

# 京極町休業協力・感染リスク低減支援金 給付要項

※酒類の提供をしない飲食店及び宿泊業等を営んでいる施設

## I 支援金の概要

京極町では、北海道の休業要請等によらない「飲食業・宿泊業等を営む事業所」においても、休業や営業時間の短縮など感染防止対策の協力を行っていただく事業者を対象に京極町独自で支援金を給付いたします。

## II 申請要件

本支援金の申請要件は、次のすべての要件を満たす者とします。

1 京極町内に対象となる事業所を有する法人または個人事業者

※町外に本社を置く法人を含みます。

2 令和2年4月24日（金）時点で、次の対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を開業している方

### ①酒類を提供しない飲食店

※従来から19時以降の酒類の提供を行っていない飲食店を含みます。

・店舗内に飲食可能なテーブルや椅子が常時設置されている施設。

### ②宿泊業を営んでいる施設

※次のいずれかに該当する施設とします。

・旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」または「簡易宿所営業」の許可を受けている施設。

・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）の届出を行っている施設。

### ③その他町長が認める施設

3 令和2年4月25日（土）から同年5月6日（水）までの全ての期間において、下記の感染症防止対策に取り組むこと

#### 【感染症防止対策】

以下の（1）及び（2）の取組を行う事業者

（1）休業・営業時間の短縮等（いずれか一つ以上）

① 休業

② 営業時間の短縮（2時間以上の短縮）

③ 夜間営業の自粛

これまで20時以降の営業を行っていた飲食店が20時から翌朝5時までの時間帯の営業を自粛

④ イートインの休止

イートインサービスを取りやめ、テイクアウト・デリバリーのみによる営業を行うなど

⑤ 店舗の座席レイアウトの変更

座席数減によるソーシャルディスタンス（人と人の物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組）など

(2) 施設運営のきめ細やかな取組（休業等の要請期間中及びその後に継続して実施する感染リスクを低減する取組）（いずれか一つ以上）

① 3つの密（密閉・密集・密接）の防止

換気や行列間隔の工夫など

② 飛沫感染・接触感染の防止

従業員のマスク着用など

③ 移動時の感染の防止

時差出勤や在宅勤務など

④ 発熱者等の施設への入場防止

従業員・来訪者の検温一体調確認など

※ (2) の①～④については、要請期間終了後も継続した取組をお願いいたします。

4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団及び暴力団員等に該当しないこと。

### Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 京極町公式ホームページよりダウンロード

(URL) <http://www.town-kyogoku.jp/kurashi/corona/1886/>

(2) 京極町商工会窓口

2 申請書類の提出

「別表1」で規定する申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

3 申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和2年5月14日（木）から7月31日（金）まで

(2) 申請受付方法

① 京極町商工会を通じた申請

京極町商工会へ申請書類を提出してください。

② 郵送による申請

申請書類を下記の宛先に郵送してください。

【宛先】〒044-0101 虻田郡京極町字京極 527 番地  
京極町役場 企画振興課

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。本支援金の支給開始は5月下旬から順次支給していくことを予定しています。

※審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、

支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関して通知します。

#### IV その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、京極町は本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、京極町は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 申請書類に記載された情報を公的機関（保健所・税務当局等）に提供する場合があります。

別表 1

申請書類について

- (1) 京極町休業協力・感染リスク低減支援金申請書（別紙 1）
- (2) 誓約書（別紙 2）
- (3) 業態が確認できるもの  
各種法規に基づく営業許可書の写し
- (4) 営業の実態が確認できるもの  
直近の税務申告書の写し（法人の場合）  
直近の確定申告書の写し（個人の場合）
- (5) 感染拡大防止の取組み等を行っていたことが確認できるもの  
取組みを行っている写真や掲示物、告知チラシ、自社のホームページ等
- (6) 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）  
運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード等の写し
- (7) 通帳の写し  
口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かるページの写し

## 京極町休業協力・感染リスク低減支援金 給付要項

※京極町長より独自の休業要請を受けた施設

### I 支援金の概要

京極町長からの要請により、ふきだし公園内事業所等で、休業や営業時間の短縮など感染防止対策の協力を行っていただく事業者を対象に京極町独自で支援金を給付いたします。

### II 申請要件

本支援金の申請要件は、次のすべての要件を満たす者とします。

1 京極町長から要請を受け、その趣旨を理解し協力した法人または個人事業者  
※町外に本社を置く法人を含みます。

2 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団及び暴力団員等に該当しないこと。

### III 申請手続き等

#### 1 申請書等の郵送

本支援金の申請に必要な書類等は準備が整い次第直接対象者へ郵送します。

#### 2 申請書類の提出

「別表1」で規定する申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

#### 3 申請受付期間及び受付方法

##### (1) 申請受付期間

令和2年5月14日（木）から7月31日（金）まで

##### (2) 申請受付方法

申請書類を下記の宛先に郵送してください。

【宛先】〒044-0101 虻田郡京極町字京極 527 番地  
京極町役場 企画振興課

#### 4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。本支援金の支給開始は5月下旬から順次支給していくことを予定しています。

※審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

#### 5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関して通知します。

#### IV その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、京極町は本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、京極町は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 申請書類に記載された情報を公的機関（保健所・税務当局等）に提供する場合があります。

別表 1

申請書類について

- (1) 京極町休業協力・感染リスク低減支援金申請書（別紙 1）
- (2) 誓約書（別紙 2）
- (3) 営業の実態が確認できるもの  
直近の税務申告書の写し（法人の場合）  
直近の確定申告書の写し（個人の場合）
- (4) 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）  
運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード等の写し
- (5) 通帳の写し  
口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かるページの写し